

事 務 連 絡  
令和7年3月31日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等に係る公費支援の対応終了について

新型コロナウイルス感染症患者等に係る公費支援については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（以下「交付金」という。）により実施してきたところ、「新型コロナウイルス感染症患者等に係る公費支援の対応について（令和7年2月12日付け事務連絡）」により、各医療機関・薬局へ調査の上、その報告に基づき、令和7年2月10日に請求できず、令和7年3月31日までに請求を行う予定の金額について、令和7年5月末までを事業完了予定日として、交付金の事故繰越による対応をお願いしたところです。

今般、事故繰越による対応をもって交付金が終了することに伴い、公費支援は令和7年3月診療分の請求をもって終了となります。

これに伴い、審査支払機関においては、医療機関・薬局からの令和7年4月診療分以降の請求を受け付けないこととなります。

については、各都道府県におかれましては、管内医療機関・薬局に対しその旨周知いただくとともに、事故繰越の対象分について未請求がある医療機関・薬局に対しては、令和7年3月診療分で必ず請求いただくよう案内方お願いいたします。

【照会先】

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）担当

メール：ncov-koufukin@mhlw.go.jp

事務連絡  
令和7年3月31日

社会保険診療報酬支払基金

公益社団法人 国民健康保険中央会

御中

厚生労働省健康・生活衛生局  
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る予算措置の終了に伴う対応  
について（依頼）

平素より、感染症対策等にご尽力、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
す。

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の請求事務については、都道府  
県や関係団体を通じて、令和7年1月診療分までの請求をお願いしてきたところ  
です。

一方で、令和7年1月診療分までの請求にやむを得ず間に合わなかった場合の  
措置として、各都道府県において必要に応じて予算上の対応を行い、令和7年3  
月診療分までの請求を可能としました。

今般、上記の対応を最後として、本件公費支援に係る予算措置は終了すること  
となります。

つきましては、法別番号「28」のうち、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等  
に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供に係る費用の請求に関  
する診療報酬明細書等の記載等について」（令和2年4月30日保医発0430第4号  
厚生労働省保険局医療課長通知。）及び「新型コロナウイルス感染症の令和5年  
10月以降の公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」

（令和5年9月28日保医発0928第1号厚生労働省保険局医療課長通知。令和5  
年11月7日最終改正。）による公費負担者番号に係る請求について、令和7年4  
月診療分以降にかかる医療機関・薬局からの請求については受付を行わないよう  
お願いいたします。